

インボイス取引伝票の控え(購買インボイス取引一覧表)があります

令和5年「いぶき10月号」で、インボイス制度についての重要なお知らせを掲載しています。その中で、適格請求書(原本)とは、購買品送り状兼代金請求書や給油レシート等に該当し、仕入税額控除に必要なので捨てないで保存していただくようにお伝えしています。しかし、万が一それらを紛失した場合に備えて、インボイス取引伝票の控え(購買インボイス取引一覧表)がございます。出力される内容は、前年1月から12月の1年間のインボイス取引伝票の控えです。

個人・法人の方へ

控えが必要な方は、各中央支所総合支援課にご依頼ください。各中央支所で作成しお渡しすることが可能です。

法人の方へ

決算期が12月以外の法人の方で、購買インボイス取引一覧表が必要な方は、各中央支所総合支援課まで毎月出力設定のお申し込みをお願いします。

畜産農家の方へ

畜産農家の方で、経済連や酪連等のバラ餌の購入など、JAの伝票が発行されない取引がある個人、法人の方も必要に応じて毎月出力設定のお申し込みをお願いします。

なお、一部の取引(他JAでの給油等)は、この一覧表には印刷されませんので予めご了承ください。

購買インボイス取引一覧表

取引日	決済日 送り状	取扱支所	用途	部門	品名	規格	数量	税込金額	税率	内消費税等	税抜金額	決済方法
1-14	4-2-21 2436780	南陽総合	一般未収金	耐久品	レディースパー他ベスト電器		1	6,039.97	10%	554.52	5,485.45	未収金
					■■■■ 印票税額計 ■■■■			6,039.97	10%	554.52	5,485.45	
1-28	4-2-21 1649451	本所	一般未収金	日用雑貨	ファインバブルS		1	2,500.00	10%	227.3	2,272.7	未収金
					■■■■ 印票税額計 ■■■■			2,500.00	10%	227.3	2,272.7	
1-31	4-2-10 1743257	本所	食料未収金	食料	食料		1	1,036.7	8%	80.5	1,006.2	未収金
					■■■■ 印票税額計 ■■■■			1,036.7	8%	80.5	1,006.2	
2-28	4-3-10 1758620	本所	食料未収金	食料	食料		1	1,476.0	8%	109.3	1,366.7	未収金
					■■■■ 印票税額計 ■■■■			1,476.0	8%	109.3	1,366.7	
				食料	■■■■ 部門計 ■■■■			2,562.7	8%	199.8	2,362.9	
				日用雑貨	■■■■ 部門計 ■■■■			2,500.00	10%	227.3	2,272.7	
				耐久品	■■■■ 部門計 ■■■■			6,039.97	10%	554.52	5,485.45	
					■■■■ 税額計 ■■■■			2,562.7	8%	199.8	2,362.9	
					■■■■ 税額計 ■■■■			8,599.7	10%	781.8	7,817.9	
					■■■■ 総合計 ■■■■			11,162.4		971.6	10,190.8	

注) ※は軽減税率対象 注) 取引日は、納品日です。

インボイス制度に関わる 組合員の声(質問など)

◆今回、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入され、組合員(農家)に大きな影響を及ぼすため、皆さんの困りごとや悩みごとをまとめました。※R5年10月~11月に頂いた質問等

Q:生産物を販売した場合のインボイス(適格請求書等保存方式)の書き方がわからないので教えて欲しいです。また、消費税の記帳はいつから行う必要があるのか教えてください。

A:国税庁インボイス特設サイトに記入方法が掲載されておりますのでご確認ください。

尚、各中央支所の青色申告会事務局や指導員で対応しておりますのでご相談ください。

また、消費税法上の記帳につきましては、R5年10月分より必要となります。

Q:農協特例があると聞きしましたが、種子麦は対象となりますか?

A:種子麦は農協特例の対象外となりますので、課税事業者の方であれば、インボイスの登録をご確認ください。

Q:JA取引の購買未収金の領収証を保存しておく必要がありますが紛失などに備えてどうにかありませんか?また、飼料については運送会社が納品書を置いて帰るだけで、何をインボイスとして保存すればよいか教えてください。

A:「購買インボイス取引一覧表」(1月分~12月分)が必要な方のみ対応いたしますので、各中央支所総合支援課総務係までお尋ねください。※これについては左記をご覧ください

Q:農産物市場・インショップへ出荷しているのに、インボイス登録番号が必要となったため、税務署へインボイスの登録手続きを済ませましたが、登録番号通知が届きません。どうすればよいか教えてください。

A:国税庁からの通知もしくはインボイス番号の確認(国税庁インボイス特設サイト)ができ次第、農産物市場・インショップ事務局(営農部直販課)までお知らせください。その後ラベルへの反映は事務局登録の翌日からとなります。

Q:畜産農家の牛の競りなどは、農協特例は対象となりますか?

A:農協特例の対象外となりますので、インボイス番号をお持ちの方は競り市場などへの届出が必要となります。

Q:生産資材などの購入時に、クレジットカードで取引した場合の証拠書類はどういったものがよいか教えてください。

A:購入時の領収証等を保存してください。但し、一定条件下の少額特例の対象となる取引や公共交通機関特例などの対象となる取引については、クレジットカード利用明細のみ保存でもかまいません。※国税庁インボイス特設サイトより

Q:事業上、ETC利用で高速道路を使う場合、証拠書類は何を保存すればよいですか?

A:ETC利用照会サービスからダウンロードした利用証明書とクレジットカードの利用明細書を併せて保存してください。※国税庁インボイス特設サイトより

Q:農協・市場以外の出荷先からインボイス制度の登録願いがきましたが、登録した方がよいですか?

A:今後も取引を行うのであれば、インボイス登録を行った方がよいと考えられます。しかし、免税事業者の場合、納税の義務が発生しますので、最終的には個人の判断となります。